

旧岐阜県庁舎（岐阜市司町）の利活用に関する  
プロポーザル

評価基準

令和7年（2025）年9月

岐阜県総務部管財課

## ■ 提案内容の評価

### (1) 総括表

表 1 評価項目及び配点

評価項目	配点
1 利活用の内容（事業計画・スケジュール関係）	50
①利活用の内容・スケジュール	15
②保存箇所の適切な保存・活用方法	10
③地域の賑わい創出への取組み	15
④改修工事	10
2 事業の実施体制	15
3 資金計画	10
合計	75

### (2) 提案内容の評価

提案内容は、大きく「利活用の内容」、「事業の実施体制」及び「資金計画」の3つの項目で評価します。それぞれの評価項目、評価の視点及び評価基準点は表3に示すとおりです。

提案内容の評価にあたっては、評価項目ごとに、表2に示す5段階により評価します。

表 2 提案内容の評価基準

評価基準	評価基準点
提案内容が非常に優秀	各項目ごとに 設定
提案内容が優秀	
提案内容が普通	
提案内容がやや劣る	
提案内容が劣る	

### (3) 評価方法

表3の評価項目、評価の視点に基づき、各項目の配点の合計を75点満点として評価します。評価会議の構成員ごとに、評価点の高い順から順位点を付します

（1位＝3点、2位＝2点、3位＝1点）。なお、評価点が高順位の評価者が複数あるときは、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該同順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

ただし、各評価会議構成員の持ち点（75点）の合計の6割（基準点）を満たさない提案者は選定の対象としません。

表3 提案内容に関する評価項目、評価の視点及び評価基準点

評価項目、評価の視点	評価基準点				
<b>1 利活用の内容（事業計画・スケジュール関係）</b>					
<b>①利活用の内容・スケジュール</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の意図・目的は明確か。</li> <li>・旧県庁舎の歴史的・文化的価値を活かした効果的な提案か。</li> <li>・事業の現実性・独自性はあるか。</li> <li>・その他、独自の発想・ノウハウなど優れた点はあるか。</li> </ul>	非常に 優秀  15点	優秀  12点	普通  9点	やや 劣る  6点	劣る  3点
<b>②保存箇所の適切な保存・活用方法</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が募集要項で提示した6つの保存箇所について適切な保存や改修等の考え方が示されているか。</li> <li>・その他、独自の発想・ノウハウなど優れた点はあるか。</li> </ul>	非常に 優秀  10点	優秀  8点	普通  6点	やや 劣る  4点	劣る  2点
<b>③地域の賑わい創出への取組み</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の賑わい創出が図られるものか。</li> <li>・地域と連携・協力が図られるものか。</li> <li>・その他、独自の発想・ノウハウなど優れた点はあるか。</li> </ul>	非常に 優秀  15点	優秀  12点	普通  9点	やや 劣る  6点	劣る  3点
<b>④改修工事</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・免震又は耐震改修の考え方に合理性があるか。</li> <li>・耐震改修の場合、Is値0.6以上を満たす計画か。</li> <li>・その他改修工事の内容が具体的に示されているか。</li> <li>・その他、独自の発想・ノウハウなど優れた点はあるか。</li> </ul>	非常に 優秀  10点	優秀  8点	普通  6点	やや 劣る  4点	劣る  2点
<b>2 事業の実施体制</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を確実に円滑に実施できる体制か。</li> <li>・想定する入居者や連携先がある場合、調整が図られているか。</li> <li>・共同体の場合、構成員の責任分担が明確か。</li> </ul>	非常に 優秀  15点	優秀  12点	普通  9点	やや 劣る  6点	劣る  3点
<b>3 資金計画</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実現性、継続性が確保された計画か。</li> <li>・提案者自らの責任と費用負担により、利活用に係る整備並びに運営・維持管理を行う計画となっているか。</li> </ul>	非常に 優秀  10点	優秀  8点	普通  6点	やや 劣る  4点	劣る  2点
<b>計</b>	<b>75点満点</b>				

(4) 優先交渉権者の選定

基準点を満たしており、かつ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として各評価会議の構成員の評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定します。

なお、順位点の合計及び各評価会議の構成員の評価点の合計が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。